

特許の基礎知識



■ 特許制度の目的とは

発明は、テレビや車など（有体物）とは異なり、目に見えないアイデア（無体物）です。よって、適切に保護しなければ、他人に簡単に盗まれてしまいます。また、発明者も他人に盗まれないよう、発明を秘密にしようとします。これでは、せっかくの発明を有効利用することができません。

そこで、特許制度は、発明者に一定期間、発明を独占排他的に実施ができる特許権を与え、発明の保護を図る一方、発明内容を公開して利用を図ることとしています。また、特許権の権利期間満了後は、誰でも自由に実施できるようにしています。

特許法第1条には、「この法律は、発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と定められています。

簡単にいえば、特許制度は、発明の保護と利用の調和を図ることにより、さらに技術を進歩させ、我が国産業の発達に役立たせることを目的としています。

■ 特許になる発明とは

研究の過程では、日々多くの発明が生まれています。しかし、これら全てが特許になるわけではありません。特許になるには、特許法で定められているいくつかの要件を満たす必要があります。

1. 特許法上の発明であるか

特許法では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」を発明と定義しています。

○自然法則の利用

「自然法則」とは、自然界において経験によって見出される科学的法則をいいます。よって、ゲームのルールなどの自然法則とは無関係な人為的な取決めや永久機関などの自然法則に反するものは、特許法上の「発明」には該当しません。

また、自然法則自体のように、自然法則を「利用」していないものも「発明」には該当しません。

○技術的思想

「技術」とは、一定の目的を達成するための具体的手段をいいます。よって、誰が行っても同じ結果を得ることができなければなりません。よって、フットボールの投げ方などの個人の技能によるものや、絵画や彫刻などは「技術」には該当せず「発明」には該当しません。

○創作

「創作」とは、新しいことを作り出すことをいいます。よって、天然物の単なる発見などは、「発明」には該当しません。

※ただし、天然物から人為的に分離した化学物質は「発明」に該当します。

○高度

「高度」といっても、産業に大変革をもたらすものに限られるものではありません。同じ「自然法則を利用した技術的思想の創作」である「考案」（実用新案権の保護対象）と区別するために加えられたものです。

2. 産業として実施できるか（産業上の利用可能性）

特許を受けることができる「発明」であるためには、産業として実施できなければなりません。これは、単に学術的・実験的にしか利用できない発明は、特許法の目的である「産業の発達」に繋がらないからです。

○産業として実施できないもの

- ①人間を手術、治療、診断する方法（人道上、広く開放すべきだから）
- ②實際上、明らかに実施できないもの（例 オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防止するために、地球全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法）
- ③個人的にのみ利用され、市販の可能性がないもの（例 猫舌の人向けお茶の飲み方）

3. 新しいかどうか（新規性）

特許を受けることができる「発明」は、今までにない「新しいもの」でなければなりません。すでに世の中に公表された発明に特許権を与えると、特許権が乱立し、社会が混乱するからです。

○新規性がないもの

- ①特許出願前に公然と知られた発明（例 テレビ放映、学会等での発表）
- ②特許出願前に公然と実施された発明（例 製品として一般に販売）
- ③特許出願前に刊行物などに記載された発明（例 書籍や論文集に掲載、インターネットでの公表）

4. 容易に考え出すことができないか（進歩性）

新規な発明でも、その分野の研究者や技術者であれば、従来技術から簡単に考えつく発明は特許を受けることができません。簡単に考えつくものに特許権が認められると、技術の進歩が妨げられるからです。

5. 先に出願されていないか（先願）

別々の研究者が同じ発明を同時期に完成し、同時期に特許出願をする場合があります。この場合、先に特許庁へ出願した者に特許権を与えることとされています。例え、先に発明を完成していても、遅れて出願すると特許権は与えられません。

6. 発明が出願書類に十分に開示されているか

出願書類の記載に不備があると特許が認められません。

特許権は、発明公開の代償として与えられるものです。出願書類を見ても、第三者が発明を実施できなかったり、権利範囲が不明確なため発明を正確に把握できなかったりする場合は、権利を与えて保護する意味がないからです。

■ 特許を受けることができる者とは

発明は、人間の頭脳によって創作されるものです。よって、発明者は人間に限られ、企業や大学などの法人はなり得ません。

発明者は、発明が完成したと同時に「特許を受ける権利」を所有します。これは財産権として、法人を含め他者に譲渡することができます。

1. 発明者とは

発明の創作に実質的に貢献した者だけを指します。よって、単なる管理者、補助者、資金の提供者は発明者とはなりません。

共同で発明をした際は、「特許を受ける権利」は、共同発明者全員の共有となります。

○発明者とならない者

- ①部下に対して一般的な助言・指導を与えただけの者（単なる管理者）
- ②研究者の指示に従い、単に実験を行ったりデータをまとめたりしただけの者（単なる補助者）
- ③研究資金・設備を提供しただけの者（単なる資金提供者）

■ 職務発明とは

従業員が、仕事として研究・開発をした結果完成した発明を「職務発明」といいます。「職務発明」は、従業員自身の努力と才能によって生み出されたものですが、使用者である企業や大学も、給与、設備、研究費などを従業員に提供しているので、発明の完成に貢献しています。

そこで特許法は、使用者の発明に対する貢献を考慮し、発明者への補償を条件に使用者への承継について定めています。

■ 外国での特許取得

日本で取得した特許権は、日本国内でのみ有効であって、外国で権利が認められるものではありません。これを「属地主義」といいます。

外国で特許権を取得するためには、それぞれの国の特許庁に、それぞれの制度（法律）に従って、それぞれの言語で出願するのが原則ですが、日本が加盟している条約（パリ条約、PCT など）を利用して手続きを行うと、より簡便に、より経済的に手続きを行うことができます。

○パリ条約

日本に出願したあと 12 ヶ月以内に権利を取得したい国にその国の言語で出願すれば、日本出願を基準に特許性が判断されるという利点があります。

○PCT（特許協力条約）

日本国民であれば、日本の特許庁に日本語で国際出願をすることによって、PCT 加盟国すべての国に同時に出願した効果を得ることができるという利点があります。

■ 新規性喪失の例外とは

我が国の特許制度では、特許出願前に、公知となった発明、公然と実施された発明及び刊行物等に掲載された発明は、原則として特許を受けることができません。

ただし、所定の条件を満たせば新規性喪失の例外規定の適用を受けることにより、例外的に特許を受けることができる場合があります。

しかし、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができたとしても、下記のようなデメリットが多くありますので、極力避けるようにしなければなりません。

- ①第三者が同じ発明について先に特許出願をしていた場合には、特許を受けることができない。
- ②他人が改良発明を特許出願するおそれがある。
- ③外国（米国を除く）で特許を受けることができない。（外国には、このような制度のない国が多くあります。例え制度はあったとしても、適用範囲が限定である場合が多いです。）

1. 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための注意点

論文・研究発表前の特許出願が不可能な場合は、新規性喪失の例外規定による特許出願を行うこととなります。この例外規定の適用を受けるため、下記の要件が定められています。

（1）例外規定の適用を受けることのできる発明

- ①特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明（特許法第 30 条第 1 項）
- ②特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した発明（特許法第 30 条第 2 項）

（2）例外規定の適用を受けるための手続き（特許法第 30 条第 3 項）

- ①上記に該当するに至った日から 1 年以内の特許出願
- ②出願と同時にその旨の申出（願書への記載又は書面の提出）
- ③出願後 30 日以内に証明書類の提出

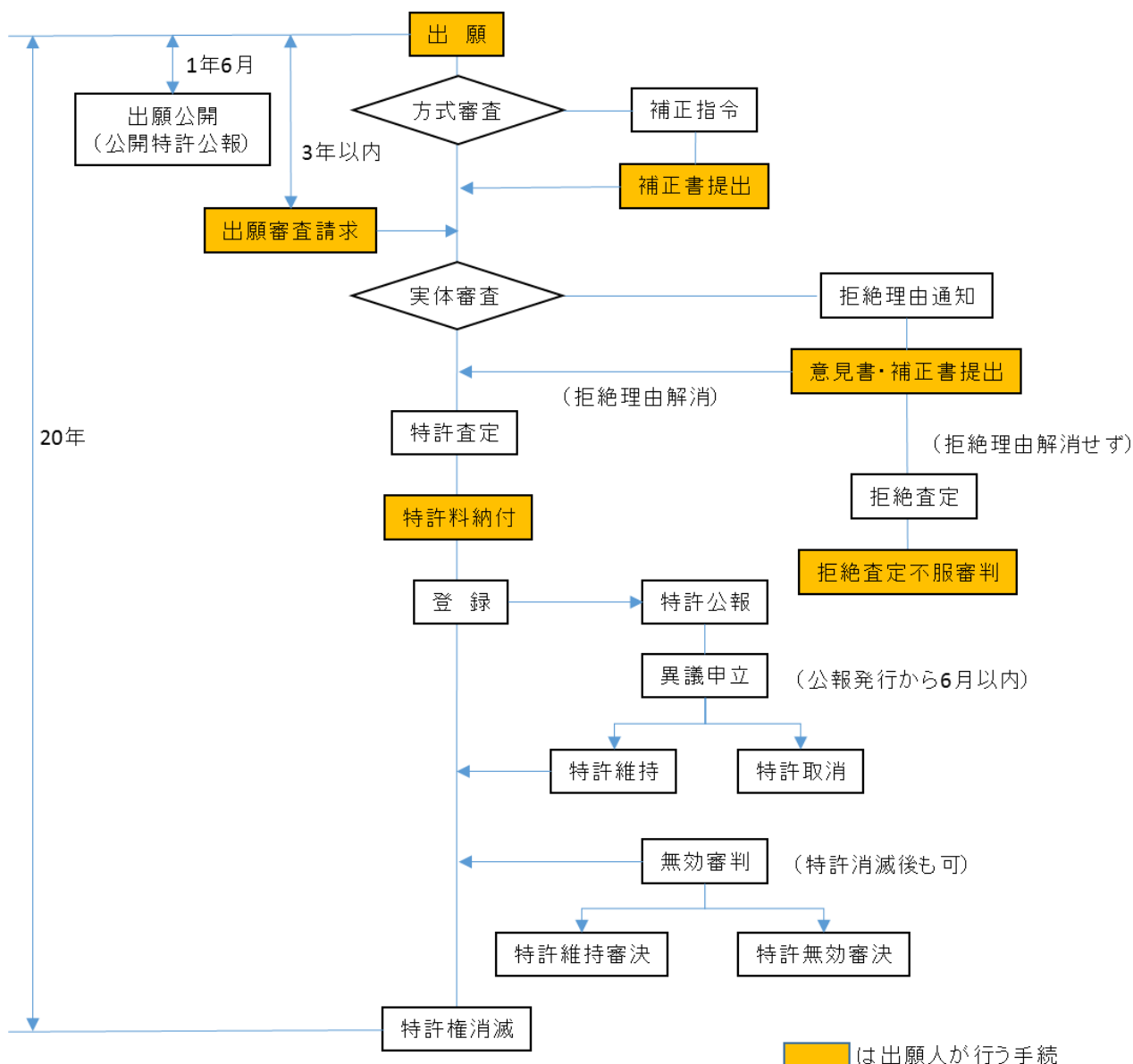
※特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明については、②③の手続きは不要です。

■ 特許出願手続の流れ

特許は出願しただけでは権利を取得することができません。出願から 3 年以内に出願審査請求をすることによって、実体的な審査が開始されます。

審査の結果、特許要件を満たしていると判断されると特許査定となります。一方、拒絶理由が発見された場合には出願人に「拒絶理由通知」が送付され、所定期間内に手続きを行うことにより、拒絶理由が解消されれば特許査定となります。

特許権の存続期間は、出願から 20 年です。特許査定から 20 年ではありませんのでご注意ください。



2016.03 発行

2018.06 改訂

国立大学法人和歌山大学

知的財産管理室

〒640-8510 和歌山市栄谷 930 番地

telephone 073-457-7584 facsimile 073-457-7550

URL <http://www.wakayama-u.ac.jp/chizai/>